

ろうきん 企業年金 NEWS

生活応援バンク
ろうきん

第 14 号

企業年金を巡る最新動向

- 財政難の厚生年金基金の解散を促す法律が成立
- GPIF運用資産配分変更の企業年金への影響
- 退職給付を巡る会計はどうなる～日本版IFRSの動向に注目
- DCの課題である投資教育の内容が強化される

1. 財政難の厚生年金基金の解散を促す法律が成立

2013 年 6 月 19 日、財政状況の悪化が深刻な厚生年金基金（以下「基金」という）を 5 年以内の解散を促すことを柱とする改正厚生年金法が成立しました。施行日は 2014 年 4 月 1 日となる見通しです。

この法律では、財政の健全性基準を満たさない基金には厚生労働大臣が解散命令を発動できることや、付則で「10 年以内に、存続基金は解散するか、他の企業年金制度に移行するよう検討する」と定めていることから、**基金制度の段階的な縮小や実質的な廃止が予想されます。**

基金の解散に際しては、他の企業年金への移行等を含め、何らかの代替措置を設けることとされていますが、適格退職年金制度の廃止の際にはその約 4 割が解散されて制度移行がなされなかったようですので、労働組合としても、大切な退職給付制度を守るために自社の基金の動向について十分な注意が必要です。

厚生年金基金（2013 年 3 月末）	
基金数	約 560 基金
加入者と受給者の合計	約 700 万人

<法改正の概要>

- 施行日以降は基金の新設は認めない。
- 施行後から 5 年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- 施行日から 5 年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たせない基金については、厚生労働省が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
- 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。



2. GPIF運用配分変更の企業年金への影響

2013 年 6 月 7 日、国民年金や厚生年金など公的年金の資産を運用する「年金積立金管理運用独立行政法人」（GPIF）は 2014 年度までの運用割合を見直しと発表しました。今回の見直しでは、より高い運用収益の獲得を目指して、リスクの低い国内債券での運用割合を減らす一方、リスクの高い株式や外国資産の運用割合が増やされました。

多くの企業年金（厚生年金基金や確定給付企業年金）は GPIF の運用割合を参考にしており、**今回の変更は各社の企業年金における運用配分の変更にも何らかの影響を及ぼすと思われます。**運用割合を変更する場合には、予定利率や給付利率など制度設計への影響も少なからず予想されますので、こうした点について労働組合から会社に対して確認を行うと良いでしょう。

資産の区分	変更前	変更後	変更幅
国内債券	67%	60%	▲7%
国内株式	11%	12%	+1%
外国債券	8%	11%	+3%
外国株式	9%	12%	+3%
短期資産	5%	5%	変更なし
資産合計	100%	100%	—

退職金・企業年金に関する情報提供（研修会の開催など）のご要望はお気軽にろうきんへ！



3. 退職給付を巡る会計はどうなる～日本版IFRSの動向に注目

2013年6月19日、金融庁はIFRS（国際会計基準）適用義務化の判断を先送りする報告書を企業会計審議会に提示し、了承されました。

IFRSは100カ国以上が採用していますが、日本における任意適用企業数は、適用公表企業を含めて20社（2013年5月末時点）となっており、導入が進んでいないのが現状です。報告書では「日本の企業経営や事業活動の実態にそぐわず、導入コストが課題であると考えられる項目が存在する」等を指摘しています。

そこで金融庁は導入のハードルを下げ、IFRS採用企業の積み増しを狙い、IFRS適用要件の緩和と一部に日本基準を残す「日本版IFRS」を作成する方針を掲げました。

日本版IFRSにおいても“退職給付債務や費用の透明化”に対応するこれまでの大きな方向性は変わらないものと思われます。したがって、退職金・企業年金との関係では、「退職給付会計の改正」（2014年3月期から退職給付債務を貸借対照表に毎期全額計上）の影響と相まって、退職一時金や確定給付企業年金の見直し（確定拠出年金やキャッシュ・バランスプランへの移行）を企業へ促す要因となりうることが予想されます。

4. DCの課題である投資教育の内容が強化される

2013年4月1日、確定拠出年金法の法令解釈を定めた「確定拠出年金制度について」が改正され、従来から示されていた投資教育の内容に「リタイアメントプラン」が加えられました。



具体的事例として「資産形成は現役時代から取り組むことの必要性」、「老後の資産形成の計画や運用目標の考え方」、「運用リスク度合いに応じた資産配分例の提示」等の5点を教育すべき事項として示しています。

1. 確定拠出年金制度等の具体的な内容

2. 金融商品の仕組みと特徴

3. 資産運用の基礎知識

追加 4. 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計

企業年金連合会の「第3回確定拠出年金制度に関する実態調査結果」（2010年12月公表）によると、継続教育の実施率は44.7%に留まっていますので、労働組合としても自社の継続教育の実施状況を踏まえ今回の内容強化を反映した継続教育の実施を事業主に求めてみてはいかがでしょうか。

<企業年金の実績情報>

退職給付制度	加入者数※	規約数	企業数	公表元
DB：確定給付企業年金	796万人	14,553規約	—	H25.7.1（企業年金連合会）
DC：確定拠出年金（企業型）	439万人	4,261規約	17,390社	H25.5.31（厚生労働省）
マッチング拠出導入実績	—	716規約	2,617社	H25.5.31（厚生労働省）

※加入者数は2013年3月末基準

【確定拠出年金を導入している会員のみなさまへ】

「ろうきんDC定期預金」を商品ラインナップに加えませんか？

競争力のある金利水準・高い信用力から、多くの企業に選定いただいております。（2013.7.2時点）

ろうきん
DC定期（5年）
0.18%

<ろうきん>は労働組合の企業年金・退職金を守る取組みを支援しています。

制度研修会・加入者教育の講師派遣・個人型への移換手続きサポート等<ろうきん>にご相談ください。

【労働金庫連合会 営業推進部 Tel:03-3295-9341 Fax:03-3295-8039】

注）本資料は情報提供を目的としており、加入者等に対する特定商品の推奨・助言を目的としたものではありません。信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性、完全性が保証されているものではありません。